

○まんのう町都市公園条例

(平成 18 年 3 月 20 日条例第 150 号)

改正 平成 19 年 3 月 28 日条例第 34 号 一年一月一日条例第一号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項等を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 町の設置する都市公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
かりんの丘公園	まんのう町吉野 4314 番地 1
祓川公園	まんのう町吉野下 173 番地 61 地先

(許可が必要な行為)

第 3 条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
  - (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
  - (3) 広告を表示すること。
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で町長が規則で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 町長は、第 1 項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第 1 項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 町長は、第 1 項又は第 3 項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第 4 条 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第 1 項又は第 3 項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で町長が規則で定めるもの

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可に係る行為
- (2) 第3条第1項又は第3項の許可に係る行為
- (3) 学術研究その他特別の理由によりあらかじめ町長の許可を受けた行為

(利用の禁止又は制限)

第6条 町長は、都市公園の破壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第7条 有料公園施設（町が設け、又は管理する公園施設で有料で使用されるものをいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

都市公園	有料公園施設の種類及び名称	
かりんの丘公園	運動施設	野球場 多目的グラウンド トライアルランド

(有料公園施設の利用の許可)

第8条 有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項の許可に際し必要があると認めるときは、その利用につき条件を付すことができる。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による利用条件を変更し、有料公園施設の利用停止を命じ、有料公園施設の利用の許可を取り消し、又は有料公園施設の利用を禁止することができる。

- (1) 利用申請に記した利用の目的以外の目的に利用し、又はこの条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 公益又は公安を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 現状を変更し、又は破損するおそれがあると認められるとき。

- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他その利用を不相当と認められるとき。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第9条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事实施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他町長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他町長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更に係る事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物その他の物件又は施設(以下「占有物件」という。)の管理の方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) その他町長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第10条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の模様替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの  
(設計書等の添付)

第11条 法第5条第1項の規定による許可(公園施設を管理しようとする場合を除く。)を受けようとする者又は法第6条第1項若しくは第3項の規定による許可を受けようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。ただし、町長が必要がないと認める場合は、この限りでない。

(監督処分)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 都市公園の利用者が、前2項の規定による処分により受けた損害又は入園中に生じた事故については、町長はその責めを負わない。

(届出)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用する者は、まんのう町道路占用条

例（平成 18 年まんのう町条例第 154 号）又は別表に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、町長において特別の事由があると認めるときは、減免することができる。

（都市公園の区域の変更及び廃止）

第 15 条 町長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

（原状回復の義務）

第 16 条 都市公園の利用者は、その利用が終わったとき、又は施設の利用を取り消されたときは、町長の指示に従い、直ちに原状に復しなければならない。

2 都市公園の利用者が、前項の義務を履行しないときは、町長はこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。

（指定管理）

第 17 条 町長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、都市公園の管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 18 条 前条の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 公園の使用の許可に関する業務
- (2) 公園の維持管理に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 公園の設置目的を達成するために必要な業務
- (5) 公園の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公園の運営に関する業務のうち、町長のみの権限に関する業務を除く業務

2 前項の場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 14 条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

（利用料金）

第 19 条 町長は、公園の管理を第 17 条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第 14 条の規定にかかわらず別表及び設備、器具等の使用について定める規則に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第 20 条 指定管理者は、この条例及びまんのう町公の施設の指定管理者に関する条例（平成 19 年まんのう町条例第 29 号）の定めるところに従い、適正に公園の管理を行わなければならない。

（委任）

第 21 条 使用時間、休園日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の満濃町都市公園条例（平成 17 年満濃町条例第 18 号）又は満濃町祓川公園維持管理規程（昭和 52 年満濃町規程第 2 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日条例第 34 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一年一月一日条例第一号）

この〇〇は、公布の日から施行する。

別表（第 14 条関係）

公園施設を使用する場合

施設名	種類	金額
	野球場	1 時間 : 1,000 円
		半日（午前・午後） : 3,000 円
		終日 : 5,000 円
	多目的グラウンド	1 時間 : 1,000 円
		半日（午前・午後） : 3,000 円
		終日 : 5,000 円
	トライアルランド （オートバイ）	1 日 : 500 円
		1 年 : 10,000 円
	トライアルランド （自転車）	1 日 : 300 円
		1 年 : 5,000 円